

千葉県

ヤングケアラー 支援マニュアル

教育機関版

千葉県ヤングケアラー
総合相談窓口



令和8年3月

ヤングケアラー支援マニュアル

目次

第1章 ヤングケアラーについて

- 1 | ヤングケアラーについて 2
- 2 | ヤングケアラーと関係の深いこどもの権利 3
- 3 | 実態調査から見る「ヤングケアラー」の姿 3

第2章 ヤングケアラー支援の基本方針

- 1 | 特別な存在ではないことへの理解 4
- 2 | 本人の意思の尊重と家族全体を捉える視点 4
- 3 | 多機関・多職種の連携 4
- 4 | 継続的な支援の重要性 4

第3章 支援の全体像

- 1 | ヤングケアラーを中心とした支援機関の全体像 5
- 2 | 各機関の機能と役割 6

第4章 ヤングケアラー支援の流れ

- 1 | 気付き、つなぎ、支援する一連のフロー 8
- 2 | 学校における気付きのポイント 9
- 3 | つなぐ際のポイント（本人同意・情報共有） 10
- 4 | 支援する | リスクアセスメント・緊急性の判断 10
- 5 | 見守る | 継続的な見守り・モニタリング 10
- 6 | 具体的な支援の事例 11

第5章 相談窓口

- 1 | 国の相談窓口 12
- 2 | 県の相談窓口 12
- 3 | 市町村の相談窓口 13
- 4 | 支援機関情報シート 15

- ヤングケアラーだと思われるこどもへの気付きチェックリスト 16

第1章

ヤングケアラーについて

ヤングケアラーは、家族のケアによって子ども自身の心身の健康や社会性発達、学業などに影響が出る可能性があり、周囲に認識されにくいいため、関係機関が連携して対応していく必要があります。このマニュアルは、特に子ども達にとって身近であり、変化に気付きやすい立場にある教育分野の担当者を対象に、ヤングケアラーを見逃さず、本人や家族の状況を理解し、寄り添った支援を進めることを目的としています。千葉県は、このマニュアルを通じて「子どもがこどもらしく過ごせる」「誰一人取り残されない」社会の実現を目指します。

1 ヤングケアラーについて

子ども・若者育成支援推進法において、ヤングケアラーは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と明記され、18歳未満に加え、自立に向けた重要な移行期を含む若者期まで含めた切れ目ない支援が必要です。

子どもが家事や家族の世話をすることは、家庭内の役割として適切な範囲で行うことで思いやりや責任感を育む良い面がある一方で、過度な負担により、子どもにおいては子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間を奪われたり、子どもの健康や社会性の発達、学業や就労に影響を与えたりする可能性があります。

【ヤングケアラーが行っていることの一例】



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の見えない家族の見守り・声かけ・気づかいなどの情緒的ケアをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



障がいや病気のある家族に代わり、家計を支えるために働いている。



精神疾患やアルコール・薬物・ギャンブルなどの問題を抱える家族の情緒的ケアや周囲との調整などを行っている。



がん・難病のほか慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出所：子ども家庭庁

2 ヤングケアラーと関係の深いこどもの権利

ヤングケアラーに気が付くために、「子どもの権利条約」に定められた権利が侵害されている可能性がないかという視点を持ち、こども自身の成長や学びの機会が守られるような支援体制の構築が重要です。

【子どもの権利条約のうち、ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利】

<u>第3条</u> 子どもに もっともよいことを	<u>第6条</u> 生きる権利・育つ権利
<u>第12条</u> 意見を表す権利	<u>第13条</u> 表現の自由
<u>第24条</u> 健康・医療への権利	<u>第26条</u> 社会保障を受ける権利
<u>第27条</u> 生活水準の確保	<u>第28条</u> 教育を受ける権利
<u>第31条</u> 休み、遊ぶ権利	<u>第32条</u> 経済的搾取・有害な 労働からの保護
<u>第36条</u> あらゆる搾取からの保護	

出典：[公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ](#)

3 実態調査から見る「ヤングケアラー」の姿

千葉県では、令和4年度に実態調査を行い、小学校6年生の14.6%、中学2年生の13.6%、全日制高校2年生の10.5%（定時制高校2年生相当で19.0%）が家族の中にお世話をしている人が「いる」と回答したことが明らかになりました。ヤングケアラーは決して珍しい存在ではなく、こどもたちが通う学校やクラスにも、身近にいるかもしれない、という視点が大切です。

第2章

ヤングケアラー支援の基本方針

ヤングケアラー当事者の認識や思いは多様であり、自分が家族のケアをしていると自覚していなかったり、支援を求めることに抵抗を感じたりすることもあり、自ら支援を求めることは稀です。そのため、周りの大人が積極的に気づき、信頼関係を築きながら、本人の気持ちを尊重して関わることが大切です。

1 特別な存在ではないことへの理解

ヤングケアラーは特別な存在ではなく、どの家庭においても生じる可能性のあることです。ケアを必要とする人口が増加する一方で、共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化を背景に、家庭内でケアを担う大人の数や時間が減少しています。そのため、本来大人が担うべきケアをこどもが引き受けざるを得ない状況が生まれています。

2 本人の意思の尊重と家族全体を捉える視点

ヤングケアラーの家庭は、ヤングケアラーとなるこどもの存在によりバランスがとれており、その役割から抜け出すことができない家族システムになっていることが想定されます。そのため、ヤングケアラーの負担を軽減するには、こども本人だけでなく、家族全体を捉える視点が不可欠です。本人や家族の話をよく聞き、家庭の状況を理解し、一緒に悩み考える存在であることを認識してもらいましょう。

支援者側が必要と考える支援と、本人や家族の意向が一致しない場合もありますが、本人の考えや気持ちを深く理解し、本当に必要な支援を見極めることが鍵となります。

3 多機関・多職種連携

ヤングケアラーが抱える問題は、家庭の経済状況や社会的孤立、こども自身の心身の不調や学業への影響など、様々な問題が複雑に絡み合っています。学校は、ヤングケアラーの早期発見と気づきにおいて極めて重要な役割を担いますが、単独の機関で抱え込むのではなく、複数の関係機関が連携し、既存の制度を組み合わせることで一人ひとりに合った支援を行っていく必要があります。

特別な支援をしなければと難しく考える必要はなく、まずは本人の話に耳を傾けて気持ちを整理したり、共感的に相談に乗ったりする精神的なサポートが極めて重要です。こどもに身近な立場にある学校だからこそ、こども自身のサインを早期に察知し、関係機関へ伝えることで、必要な支援への第一歩を踏み出す役割を果たします。また多機関連携においては、学校側はこどもの変化を察知し共有するなどの役割分担を明確にすることで、ヤングケアラーへの切れ目のない支援に繋がります。課題解決を急ぐことなく、当事者同士の交流といった社会資源も活用しながら、長期的な視点で本人に寄り添う姿勢が求められます。

4 継続的な支援の重要性

18歳を過ぎても、ケアが続く場合があり、自立に向けた重要な移行期を含む若者期までを含めた切れ目のない支援により、将来の可能性を広げる（狭めない）ことが重要です。

進学や就職など、若者期特有の課題も考慮し、関連機関との連携を図る必要があります。また、ピアサポートなどは年齢に関係なく利用でき、心の支えになる可能性があります。

第3章

支援の全体像

1 ヤングケアラーを中心とした支援機関の全体像

ヤングケアラーと家族を支える機関は福祉や教育、地域の団体など多岐にわたり、学校や教育機関だけが担うのではなく、ケースに合わせた専門機関との協力のもと行います。

多様なヤングケアラーおよびその家族を支える主な関係機関



参考：「児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き(令和5年3月有限責任監査法人トーマツ)」を参考に作成。

2 各機関の機能と役割

教育機関は、ヤングケアラー本人と接する時間が長く、気付きや見守りにおいて、重要な役割を担っています。他の関係機関の役割を知ること、気付いた後の連携の判断に役立ちます。

◎教育機関

市町村教育委員会 県教育事務所	■ 学校等から得られた情報を他機関につなぐことや、関係機関とともにケース会議に参画する。 ■ 市町村と協働し、児童生徒への周知啓発を行うとともに、実態把握が円滑に進むよう学校に働きかける。	
学校	■ ヤングケアラーと思われるこどもやそのきょうだいに気付き、内部での情報共有、外部関係機関との情報共有等を行いつつ、見守りや相談対応、学習支援などを行う。 ■ 教員や養護教諭の他、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）が配置されている。	
	SC	■ 児童生徒、保護者、教職員に対し、心理的課題の解決に向け、カウンセリングやアセスメント、コンサルテーションを行う。
	SSW	■ 児童生徒の状況に応じて、家庭・福祉機関等の関係機関への働きかけ及び、関係者に対する支援・相談を行う。

◎児童福祉・こどもに関する分野

こども家庭センター 市町村の児童福祉所管課 （要保護児童対策地域協議会の調整機関）	■ 市町村に設置され、原則18歳未満のこどもと家庭の支援を目的に、家族や関係機関からの相談を受け、必要時は児童相談所と連携しながらケースに対応する。 ■ 家庭訪問等により、状況把握を行い、福祉サービスにつなげる等の役割を担う。 ■ 要保護児童対策地域協議会の調整機関として、ヤングケアラーを含む要支援児童、要保護児童等に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う。
児童相談所	■ 児童福祉法に基づいて設置される行政機関であり、原則18歳未満のこどもに関する相談について、広く受け付けている。 ■ 家庭訪問等や家庭への指導、必要に応じて一時保護や児童養護施設への入所等の措置をとる。
児童家庭支援センター	■ 児童福祉法に基づいたこどもと家庭の専門相談機関。 ■ 18歳未満の全てのこどもと、こどもがいる家庭の支援を目的に、児童相談所よりも身近な相談窓口として、児童福祉施設に併設する形で全国に設置された機関。 ■ カウンセリングやプレイセラピー等の心理療法も行う。
市町村の子育て支援所管課	■ こどもに関する様々な問題につき、家族その他からの相談に応じ、個々のこどもや家庭に最も効果的な援助を行う。 保育所をはじめ放課後児童クラブ・児童館の利用等の保育サービス支援を行う。

◎障害福祉

市町村障害福祉所管課	■ 障害福祉サービス等の支給決定など、障害者総合支援法等に基づき、本人またはケアをしている家族に障害がある場合の支援を行う。
相談支援事業所・ 基幹相談支援センター	■ 障害のある人についての専門的・総合的な相談支援のほか、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助も行う。

◎高齢介護福祉

市町村高齢介護所管課 (地域包括支援センター)	■ 地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助等を行う。
居宅介護支援事業所	■ 介護保険による居宅サービス計画の作成・サービス提供事業所等との連絡調整を行う。家庭内の状況を把握する際に、対象者の背景にいるヤングケアラーに気が付く可能性がある。

◎保健・医療

保健所 市町村母子保健所管課 保健センター	■ 地域住民への健康相談、保健指導等を行う。 ■ 家庭訪問や相談事業を通じて、ヤングケアラーに気が付く可能性がある。必要に応じて関係機関と情報の共有や行政サービス、医療との連携を図る。
病院・診療所 訪問看護ステーション	■ ケア対象者又は本人への医療の提供(入院や往診)、訪問看護等を行う。レスパイト入院や往診等を行う。

◎地域

児童館、放課後児童クラブ等	■ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る施設等。
地域の関係者(民生委員・児童委員、こども会関係者、近隣住民等)	■ 地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行う。
民間支援団体等(フリースクール・こども食堂等)	■ 学習活動、教育相談、体験活動等の活動や、無料又は定額の食事を提供する等により、地域交流の役割も担う。

POINT

- 教職員は、日々子どもたちと接する中で、その変化に気付くことができる貴重な存在です。普段の学校生活の中で、「ヤングケアラーかもしれない」という視点を持つことが、支援の第一歩となります。
- ヤングケアラーが抱える状況や求める支援は様々です。こどもに寄り添い、見守ることも大事な支援です。大切なのは、**本人の思いを尊重し、安心して話せる関係を築くこと**。学校だけで全てを抱え込む必要はなく、早急な解決を求めず、じっくりと耳を傾け、共感的に寄り添う姿勢が重要です。

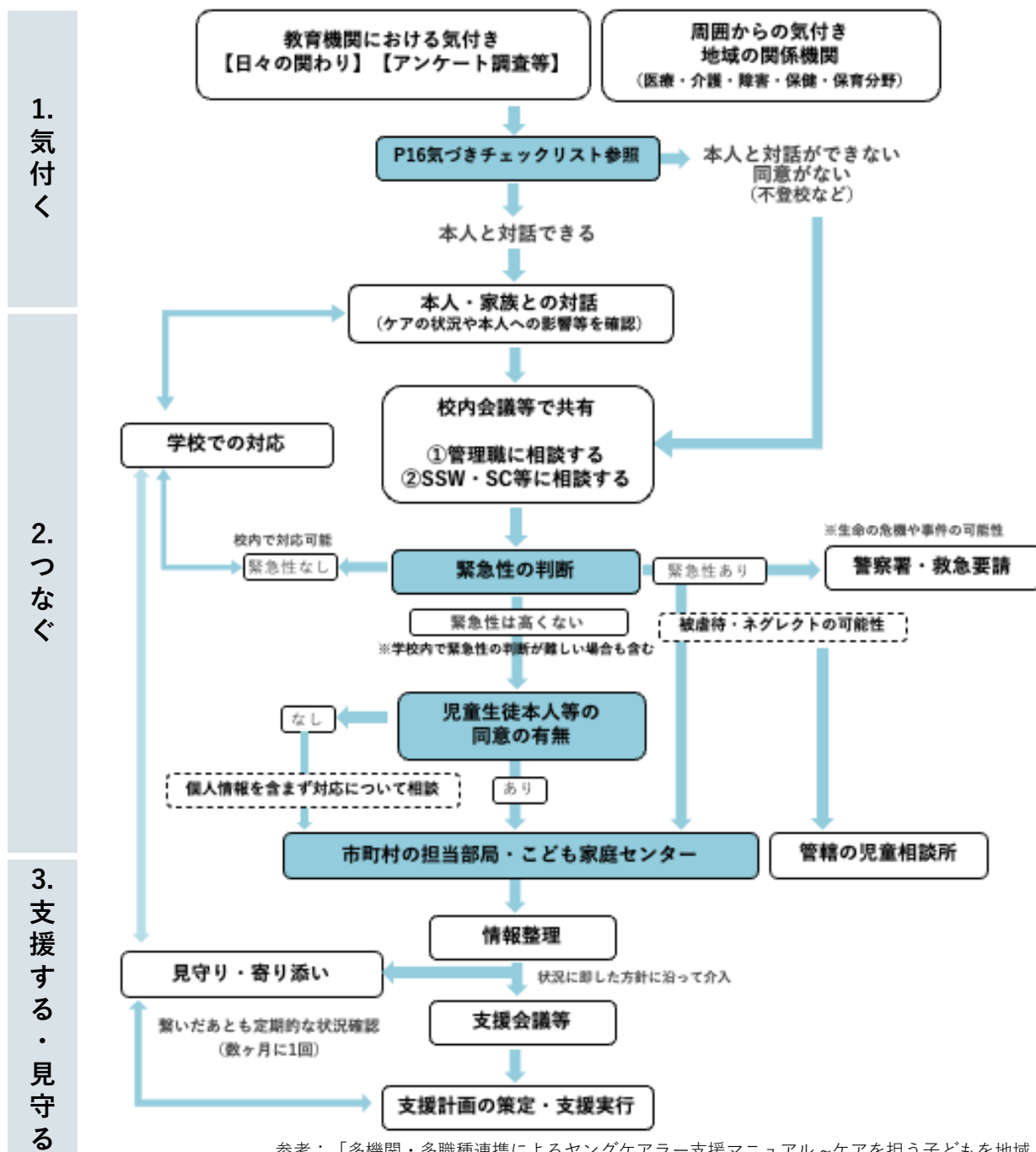
第4章

ヤングケアラー支援の流れ

1 気付き、つなぎ、支援する一連のフロー

教職員は、ヤングケアラーと思われる児童・生徒に「気付く」、「つなぐ」、「見守る」において大きな役割を果たします。こどもから相談することは稀で、学校での様子から教職員が気付くこと、気付いたらつなぐことが大切です。ヤングケアラーに気付き、支援するまでの一連のフローは以下のとおりです。

千葉県 教育機関におけるヤングケアラー支援フロー



参考：「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(令和4年3月)、東京都ヤングケアラー支援マニュアルを参考に作成

	行動指針	行動のポイント
気付く	・P16気づきのチェックリストを参考に、児童生徒の普段の様子や発言を気にかけてみてください。 ・普段の様子に加えて、保健室や家庭訪問時の様子、生活実態調査、ストレスチェックの結果などを合わせながら、状況を把握していきます。 ・ヤングケアラーと思われる児童生徒がいたら、まずは本人の気持ちに耳を傾けてください	・一見すると家庭での出来事が関係ないように見える行動が気づきのきっかけとなることもあります。 ・客観的な情報と本人の気持ちを大切にしながら捉えていきます。 ・気づいた方は、1人で抱え込まず、管理職やSSW/SC等に共有し対応方針を検討します。
つなぐ	・関係機関との連携にあたっては、本人や家族の同意を得ることが必要となります。 ・校内会議等で管理職や養護教諭、SSW、SC等と情報共有し、緊急度や本人や家庭の同意の有無に沿って、学校内での対応か関係機関と連携するかを検討します。	・情報共有することのメリットを伝えたり、共有先でも個人情報を守られることを伝えたりして、安心してもらう関わりが大切です。 ・緊急度の判断に迷う際は、市町村の担当部局、こども家庭センターに相談し対応を検討していきます。 ・なお、緊急性が高い場合や虐待が疑われる場合は、本人の同意を得ずに情報共有することも可能です。 ・同意が取れない場合は、個人情報は伏せて状況のみを伝え、関わり方も含めて相談することも視野に入れます。
支援する・見守る	・学校では、情報整理を進め、本人や家庭との信頼関係を大切にし、管理職やSSW、SC等の主導のもと、状況に合わせて公的機関や民間団体と連携していきます。 ・本人との対話を大切にし、無理に聞き出そうとしたり、大事にはせずに、「いつも通り」接することが、本人にとっての安心と信頼に繋がります。 ・必ずしも支援策に繋がることばかりではありませんが、普段の様子を気かけ、話したい時に話を聞ける関係性や環境が作れるように心がけることが大切です。 ・市町村担当部局も情報整理を行い、本人や家庭に対して、状況に応じて支援策を検討します。 ・支援策が講じられて解決ではなく、状況に即しているか定期的にモニタリングを行い、変化があった際は調整できるようにしましょう。	・本人の同意を得ることが前提ですが、他機関との連携の際、個人情報は法律に基づき守られます。（児童福祉法）。 ・本人の様子に変化があったり、少しでも気になることがあったりした際は、管理職、SSW、SC等に情報共有しましょう。

参考：東京都ヤングケアラー支援マニュアルを参考に作成

2 学校における気づきのポイント

ヤングケアラーは、自らがヤングケアラーだと相談をしてくるケースは決して多くないため、周囲の関係者が「気付く」ことが必要です。P16気づきチェックリストを参考に、児童生徒の普段の様子や発言を気かけるとともに、家庭訪問時の様子、生活実態調査、ストレスチェックの結果などを合わせながら、状況を把握していきます。

ヤングケアラーと思われる児童生徒がいたら、まずは本人の気持ちに耳を傾けてください。また、気付いた場合は、1人で抱え込まず、管理職やSSW/SC等に共有し対応方針を検討します。

3 つなぐ際のポイント（本人同意・情報共有）

関係機関との連携にあたっては、本人や家族の同意を得ることが必要です。同意の取得には時間を要する場合も多いことから、早い段階で取得できると、その後の対応が円滑になります。同意を得る際には、「何度も話すのは大変だと思うから、私から伝えてもいいですか」など、情報共有することのメリットを伝えたり、共有先でも個人情報を守られることを伝えたりして、安心してもらう関わりが大切です。

同意が取れない場合は、個人情報伏せて状況のみを伝え、関わり方も含めて相談することも視野に入れます。

なお、緊急性が高い場合や虐待が疑われる場合は、本人の同意を得ずに情報共有することも可能です。

4 支援する | リスクアセスメント・緊急性の判断

ヤングケアラーと思われるケースの中には、ネグレクトなどの児童虐待に至っているケースがあります。具体的には、こども本人や家族の命に危険が及んだり、心身に危険が及んだりする可能性がないか、重大な権利侵害がないかなどを確認し、そのリスクがあれば児童相談所による一時保護等の対応を検討される場合もあります。

緊急性の判断は、原則として市町村の担当部局・こども家庭センターが行いますが、気付いた機関がその時点で虐待の可能性のある又は緊急性が高いと判断した場合は、「千葉県子ども虐待対応マニュアル」・「教職員のための児童虐待対応の手引き」等に沿って、関係機関に連絡してください。

また、緊急での介入が不要と判断された場合であっても、その後の状況変化によって、緊急での介入が必要になる可能性があることには留意が必要です。

5 見守る | 継続的な見守り・モニタリング

支援がはじまったとしても、こどもの負担が完全になくなることは稀です。そのため、支援者が継続的に関わり、変化を感じたらすぐに市町村の担当部局・こども家庭センターに報告し、状況に合わせて対応することが求められます。

また、こども特有の状況として、学校期間と長期休暇期間では支援ニーズが異なることや、家族のケアを考慮する必要があるため、進路選択に影響が及ぶことがあります。支援終了後でも、ケア役割の喪失感や将来への不安から、精神的なケアや就業支援が必要となる場合があります。

加えて、18歳以降は専門職との繋がりが薄れ、孤立するリスクが高まります。このような支援の必要性があることを認識し、こどもから若者への切れ目のない支援や、信頼できる大人の存在を増やすことが重要です。

6 具体的な支援の事例

ケースにより、どの機関がどのような役割を担い支援体制を構築するかを検討するため、SC、SSWや、ヤングケアラー・コーディネーター、児童・生徒の居住地の市町村において、ヤングケアラー支援の中核となる機関に相談してください。

学校におけるケース会議に出席してもらうことも考えられます。

事例（ケース例）	ケアの状況・支援内容	連携機関
多子世帯、ひとり親家庭で、仕事が多忙な親に代わり、家事や幼いきょうだいの世話をしている	・親は仕事が忙しく帰りが遅い。 ・学校から帰宅後は、幼いきょうだいの世話や家事全般を行なっている。 ・生活実態調査の結果から担任が気になり本人と対話した。 ・手伝いの負担感は大きくなく生活に支障はないと話す。 ・校内会議で管理職やSSW等に情報共有し、学校での見守りを継続し、状況変化時には市町村の担当部局と連携していくこととなる。	気付く・見守る：教職員 調整役：管理職 助言：SSW等
日本語を母語としない両親を持ち、慢性疾患を患う母親の通院の付き添いや家事を担っている	・両親は日本語が母語でなく、本人が小学生の頃から手続きや病院で通訳を行なってきた。 ・中学入学後、母の病状が進行し、通院の付き添いや家事の比重が増えた。 ・学校を休むことが増え、変化に気がついた担任が本人から話を聞き、校内会議で方針を話し合った。 ・本人は親に心配をかけたくないという思いがあり、情報共有の同意が得られなかったため、個人情報を含まない形でSSWが市のこども家庭センターに相談した。 ・利用できそうなサービスの紹介があり、本人に伝え、担任やSCを中心に困った時には話を聞く体制を整えた。	気付く・見守る：教職員 調整役：管理職 助言・関係機関連携：SSW等 見守る：SC 情報提供：市こども家庭センター
精神の不調とアルコール依存の傾向がある母親の代わりに、家事をしつつ、バイトで家計を支えている	・進路希望調査の内容が急に変更になったことを心配に思った担任が、面談の際に本人から状況を聞いた。 ・経済面の不安やバイトと学業との両立が難しい状況であることがわかった。 ・校内会議で協議後、SSWを通してこども家庭センターに相談した。 ・母親には以前保健センターの保健師が関わっており、保健師、こども家庭センター、生活福祉担当者が連携して支援を検討した。 ・母親に対し訪問看護が導入され、家庭に対して福祉サービスの利用が調整された。 ・本人に対しては、担任が日常の様子を気にかけてながら、進路指導教員とも連携し、進路相談の体制を整えた。	気付く・見守る・支援する：教職員 調整役：管理職 助言：SSW/SC 情報整理・支援検討：市こども家庭センター 支援検討：生活福祉担当者 支援検討・見守り：保健センター（保健師） 直接支援：訪問看護ステーション（看護師）

第5章

相談窓口

1 国の相談窓口

窓口名	相談内容	問合せ先
児童相談所相談専用ダイヤル	虐待の相談以外にもこどもの福祉に関する様々な相談	0120-189-783 (いちはやく おなやみを) 通話料無料 毎日8:30～20:00
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)	いじめやその他こどものSOS全般	0120-0-78310 (なやみいおう) 通話料無料 24時間受付
こどもの人権110番 (法務省)	いじめや虐待などこどもの人権問題に関する相談	0120-007-110 通話料無料 平日8:30～17:15

2 県の相談窓口 (R7年度時点)

窓口名	問合せ先
ヤングケアラー総合相談窓口 アトリエ	電話：080-7480-7881 (月曜日から金曜日 9:00～18:00) ※祝日除く LINE：右の二次元コードを読み取り、 相談を始めてください。 (毎日18:00～23:00) 
千葉県子ども・若者総合相談 センター (ライトハウスちば)	電話：043-420-8066 (火曜日から日曜日 10:00～17:00) ※月曜日が祝日の場合は対応し、翌火曜日休み メール：lighthouse@abeam.ocn.ne.jp
SNS相談@ちば	LINE：右の二次元コードを読み取り、 相談を始めてください。 (火・木・日曜日 18:00～22:00) 
千葉県 子どもと親のサポートセンター	電話：0120-415-446 メール： saposoudan@chiba-c.ed.jp (24時間)
児童相談所相談専用ダイヤル	電話：0120-189-783 (24時間)

3 市町村の相談窓口（R7年度時点）

市町村名		ヤングケアラー支援担当部署	電話番号
千葉市		こども家庭支援課	043-245-5608
	中央区	こども家庭課	043-221-2149
	花見川区	こども家庭課	043-275-6421
	稲毛区	こども家庭課	043-284-6137
	若葉区	こども家庭課	043-233-8152
	緑区	こども家庭課	043-292-8139
	美浜区	こども家庭課	043-270-3153
市川市		こども家庭相談課	047-712-8554
船橋市		こども家庭支援課	047-436-2408
館山市		こども家庭センター 家庭児童係	0470-22-3133
木更津市		こども家庭支援課	0438-23-7249
松戸市		こども家庭センター	047-308-7210
野田市		子ども家庭総合支援課	04-7186-6586
茂原市		子育て支援課	0475-20-1573
成田市		子育て支援課	0476-20-1538
佐倉市		こども家庭課	043-484-6263
東金市		子育て支援課	0475-50-1215
旭市		こども家庭課家庭児童相談班	0479-85-8226
習志野市		こども家庭課	047-453-7322
柏市		こども相談センター	04-7128-5290
勝浦市		こども未来応援課	0470-73-6618
市原市		子ども家庭総合支援課	0436-24-9376
流山市		子ども家庭課虐待・DV防止対策室	04-7158-4144
八千代市		子ども相談センター	047-421-6755
我孫子市		子ども相談課	04-7185-1111
鴨川市		子ども支援課子ども家庭センター	04-7093-7151
鎌ヶ谷市		こども支援課こども総合相談室	047-445-1328
君津市		こども家庭センター	0439-32-1352
銚子市		健康づくり課保健事業室子ども家庭支援班	0479-26-3777

市町村名	ヤングケアラー支援担当部署	電話番号
富津市	こども家庭課	0439-32-1656
浦安市	こども家庭支援センター	047-350-7867
四街道市	子育て支援課	043-420-7520
袖ヶ浦市	子育て支援課	0438-62-3220
八街市	子育て支援課	043-443-1693
印西市	子ども家庭課児童相談係	0476-33-4753
白井市	子育て支援課	047-497-3477
富里市	子育て支援課こども家庭班	0476-93-4498
南房総市	南房総市教育委員会子ども家庭支援室	0470-46-2957
匝瑳市	子育て支援推進課	0479-74-3245
香取市	教育委員会 学校教育課 指導班	0478-50-1239
山武市	子ども教育課	0475-80-2634
いすみ市	子育て支援課	0470-60-1120
大網白里市	子育て支援課	0475-70-0331
酒々井町	健康福祉課	043-496-1171
栄町	福祉・子ども課	0476-37-7185
神崎町	保健福祉課	0478-72-1603
多古町	子育て支援課	0479-76-5412
東庄町	健康福祉課子育て支援係	0478-79-0792
九十九里町	社会福祉課	0475-70-3164
芝山町	こども教育課相談支援係	0479-77-1861
横芝光町	健康こども課	0479-82-3400
一宮町	子育て支援課	0475-42-1415
睦沢町	福祉課	0475-44-2578
長生村	健康推進課	0475-32-6800
白子町	健康福祉課福祉係	0475-33-2113
長柄町	福祉課	0475-35-2414
長南町	福祉課	0475-46-2116
大多喜町	健康福祉課	0470-82-2168
御宿町	保健福祉課	0470-68-6717
鋸南町	保健福祉課	0470-55-1002

4 支援機関情報シート

(所属機関で連携する機関を把握し、連絡先の一覧を作成するのにご活用ください)

機関・部局名	連絡先等	ケアの相手や家庭の状況(主なものに、迷う際にはヤングケアラーコーディネーターか市のこども家庭センター担当者)							
		きょうだいが幼い	障害	病気・難病	精神疾患・依存症	高齢・要介護	日本語が母語でない	生活困窮等	その他
こども家庭センター		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ヤングケアラーコーディネーター（市の設置がない:アトリエ）		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
市教育委員会/県教育事務所		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
高齢者福祉部署 地域包括支援センター			☐	☐	☐	☐			
障害福祉部署			☐	☐	☐				
基幹相談支援センター			☐	☐	☐				
保健センター		☐	☐	☐	☐				
保健所			☐	☐	☐				
生活福祉部署								☐	
自立相談支援機関			☐					☐	
医療機関・訪問看護			☐	☐	☐	☐			
多文化共生窓口							☐		
民間支援団体（学習支援/食糧支援/居場所支援/就労支援等）		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

ヤングケアラーだと思われるこどもへの気付きチェックリスト

保護者・ 家族	日常生活の様子
	☐ 疲れている様子や精神的に不安定な様子がみられる ☐ 家庭訪問時に家の中が散らかっている ☐ 保護者が学校の授業参観や保護者面談等に来ない ☐ 保護者が多忙である
	世帯環境
	☐ 日本語が母国語ではない家族がいる ☐ 介護や通院、治療の必要な家族、障がいを持つ家族がいる ☐ 多子世帯、幼いきょうだいがいる ☐ 経済的に困窮している

子ども	衛生・日常生活
	☐ 学校を休みがちである ☐ 遅刻や早退が多い ☐ 保健室で過ごすことが多い ☐ 生活リズムや身だしなみが整っていない ☐ 学力の低下、単位の取得が滞る、中退の恐れがある（高校生） ☐ 宿題や持ち物の忘れ物が多い ☐ 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い。あるいはこども自身が書いている。 ☐ 学校に必要なものを用意してもらえない ☐ 部活を途中で辞めた（辞めそうである、休みが多い） ☐ 修学旅行や宿泊行事等を欠席する ☐ 校納金が遅れる、未払いである ☐ 食事の世話がされていないようである ☐ 友人関係が希薄、ひとりでいることが多い ☐ 必要なときに病院に通院・受診できていないようである
	家族へのケア
	☐ 家族の付き添いや介助、感情面のサポートをしている、幼いきょうだいのお世話をしている ☐ 生活ノート等に家族のケアをしていることが書かれている ☐ 通訳や保護者の代わりに手続きをしている ☐ 家計を支えるため過度のアルバイトをしている。生活のために就職を希望している
	心理行動
	☐ 疲れている様子や精神的な不安定さがある ☐ 家族や将来への不安や悩みを口に出している ☐ 感情の起伏が激しく、些細なことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる ☐ 自分のことを話したがない ☐ 家族や教職員の顔をうかがっている ☐ 年齢に比べて、周囲の人への気遣いがあり、しっかりしている様子が見られる

参考）ヤングケアラーの実態に関する調査研究「学校におけるヤングケアラーへの対応に関する調査」、東京都ヤングケアラー支援マニュアル支援機関別の気づきのポイント、多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルを参考に作成